

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	厚真町

厚真町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	北海道厚真町産業経済課
所 在 地	北海道勇払郡厚真町京町 1 2 0 番地
電 話 番 号	0 1 4 5 (2 7) 2 3 2 1 (代)
F A X 番 号	0 1 4 5 (2 7) 3 9 4 4
メールアドレス	nousei@town.atsuma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・ヒグマ・鳥類（カラス類、ハト類）
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度
対象地域	北海道勇払郡厚真町の全域

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被 害 数 値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
エゾシカ	水 稲	19.3	23,096
	牧 草	10.2	11,149
	大 豆	10.7	8,337
	小 麦	8.8	7,730
	て ん 菜	6	6,457
	小 豆	3.7	2,967
	馬 鈴 薯	1	2,940
	南 瓜	0.7	912
	その他作物	0.7	1,193
	森 林	不 明 多くの植栽地において苗木への食害が発生。天然林においても樹皮が食べられ枯死する被害が発生。	不 明
	計	61	64,782
アライグマ	牧 草	0.2	229
	水 稲	0.1	108
	スイートコーン	0.1	57
ヒグマ	大 豆	0.4	336
	て ん 菜	0.1	107
鳥類（カラス類・ハト類）	牧 草	1.7	1,835

	大 豆	0. 1	5 5
その他（ウサギ、タヌキ）	牧草・大豆	0. 3	3 1 5

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

エ ゾ シ カ	被害額は、令和元年度の 47, 111 千円から令和３年度は 64, 782 千円と 17, 671 千円増加。また、被害面積も被害額と連動して大きく増加している。 地区としては市街地周辺を除き全域で被害が発生。特に中央部に位置する朝日地区、北部の高丘地区、南東部の豊沢・軽舞地区で大きな被害が発生している。 作物では、本町の基幹作物の水稻での被害が最も多く、次に牧草、大豆、小豆、小麦、てん菜、馬鈴薯と続く。 近年は、本町と接する苫小牧東部に位置する工業基地（苫東）周辺でのエゾシカの群れの見撃情報が多く寄せられており、苫東周辺のエゾシカの生息数の増大が予想される。これにより、南部の被害、特に厚和・浜厚真地区での牧草の被害増大が懸念される。 林業に関しては、人工林においては苗木の枝葉が食べられる被害が、通年発生している。天然林においては、樹皮が食べられ、被害が深刻な際には、被害を受けた樹木が枯死する被害が特に冬期間に多く発生している。 さらには、市街地・道路に多く出没し、交通事故発生への懸念も課題になっていることから、住民生活にも影響している。 ※本町の地域区分 ①北部…幌内・富里・高丘・吉野・東和 ②中央部…桜丘・朝日・本郷・幌里・宇隆・新町・美里 ③南部…上野・豊川・共栄・富野・上厚真・共和・厚和・浜厚真 ④南東部…豊沢・軽舞・豊丘・鯉沼・鹿沼
アライグマ	近年、箱わなの増大に伴い町内全域で捕獲数が急増していることから、相当数が生息していると推測される。ただし、被害額は令和元年度の 1, 662 千円から令和３年度が 394 千円と減少している。 作物では、南瓜をはじめ牧草、スイートコーンや厚真町特産のハスカップ等で被害が発生。 被害額は減少しているものの、畜産農家の納屋に保管している牛の餌に被害が出るなど数字に現れない部分で被害が出ている。
ヒ グ マ	春季・夏季にかけて目撃情報がある。被害額は 200 千円台から 400 千円台で推移している。

鳥類	主にカラス類、ハト類による被害が主である。 被害額は100千円台で推移しているが、年によっては1,000千円を超える年も出ている（令和3年度 1,889千円）。また食害に加え、糞等による豚や鶏などへの感染症の発生も懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積（ha）	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害金額（千円）
エゾシカ	61	64,782	54	58,000
アライグマ	0.4	394	0.3	350
ヒグマ	0.5	443	0.4	390
鳥類	1.75	1,889	1.5	1,680

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①エゾシカ 4月から翌年1月末までの間の必要な期間を個体調整期間とし、農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道（許可権限移譲を受けた厚真町）に町鳥獣捕獲許可申請を行い、厚真町鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施している。 町と農協では実施隊員の負担を軽減するため、個体調整に対して補助する等、支援体制を組んでいる。 また、猟銃による捕獲が難しい圃場周辺等での個体調整活動を補うために、くくり罠による捕獲を推進。わな猟免許の取得支援をすると	①エゾシカ 近年、ハンターの高齢化等により実施隊員が減少傾向にあり、担い手の確保が急務となっている。実施隊員の減少により、ハンター1人当たりの負担は増大している。このため、担い手の確保だけでなく、農業関係機関や農業者も一体となった被害防止対策の取組が必要となっている。 個体調整においては、生息数抑制の推進のために、メスジカの捕獲数増加の取組も課題となっている。 また、ハンターの高齢化等により捕獲したエゾシカの持ち帰りが負担となっており、負担軽減を図るための処理施設等の設置の必要性が増している。 さらに、近年の捕獲頭数の増加によ

	ともに、くくり罟や電気止め刺しの貸出を行っている。 ・ R 元年実績 786 (780) 頭 町・JA 補助金 3,900 千円 ・ R 2 年実績 802 (799) 頭 町・JA 補助金 3,995 千円 ・ R 3 年実績 870 (862) 頭 町・JA 補助金 4,226 千円 ※カッコ内は補助金対象頭数 ②アライグマ 外来種対策として、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、外来種対策研修会受講者による箱わなの設置捕獲を実施。また、購入した箱わなを受講者やハンターに貸出している。 ・ R 元年実績 464 頭 ・ R 2 年実績 604 頭 ・ R 3 年実績 600 頭 ③ヒグマ 人畜への危険性及び農作物への被害が発生した場合に、追い払いの実施及び箱わなを設置している。 捕獲実績 ・ R 元年実績 4 頭 ・ R 2 年実績 5 頭 ・ R 3 年実績 2 頭 ④鳥類 農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道（許可権限移譲を受けた厚真町）に厚真町鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施している。	り、町・JA の財政負担が大きくなってきている。 ②アライグマ 捕獲頭数が急増していることから、生息数の増加が予想される。 ③ヒグマ ハンターの高齢化と後継者の減少により、ハンター 1 人あたりの負担が増大しているため、担い手の育成及び業務の省力化が急務となっている。 ④鳥類 カラスの持つ非常に高い学習性から、捕獲が困難であるため、銃猟以外での効果的な捕獲および被害防止資材による被害防除を要している。
防護柵の設置等に関する取	①エゾシカ 平成 19 年度からの町単独事業による金網柵等の設置や「鳥獣被害防	①エゾシカ 捕獲実績は上がっているが、農作物被害は増大していることから、生産者か

組	止総合対策事業」を活用し、町内の広範囲に防護柵を設置。 しかし、平成 30 年の北海道胆振東部地震により約 41,000mの防護柵が破損。 防護柵の復旧のために令和元年度に鳥獣被害防止総合対策事業で 44,000m、また、復旧の事業に乗れなかった箇所等で、令和２年度に中山間地域所得向上支援事業で 9,700m設置した。 これらの取組により、震災前に近い状況まで防護柵は復旧。 事業により設置した防護柵は、受益者で組織する管理組合等により管理され、維持・補修に努めている。	らの防護柵設置の要望は増している。 鳥獣被害防止総合対策事業等により必要な箇所の新設を進めつつ、地域全体及び地区全体の防護柵の効果を高めるべく、既存の防護柵を生かした再整備の検討も必要となっている。
生息環境 管理その 他の取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

① エゾシカ

猟銃での駆除だけではなく、今まで町内であまり取り組まれていなかった、くくり罠による個体調整も推進。このために、必要な数のくくり罠や電気止め刺し等を揃えるとともに、わな猟免許の取得を後押ししていく。

また、個体数を抑制するとともに、地域一体となった再整備を含めた防鹿柵の設置を同時並行的に進める。

担い手の確保として、厚真町鳥獣被害対策実施隊加入促進を図るために、広報活動や説明会・相談会等を積極的に実施する。また、新たに参加した実施隊員には、鳥獣被害防止総合対策事業等を活用して支援する。これらの取組により担い手の確保につなげていく。

ハンターによる捕獲したエゾシカ処分の負担軽減のために、エゾシカ有効活用の観点から、産業化を含めた処理施設等の設置の検討を進める。

さらには、ICT や GIS を活用した捕獲及び管理システム導入を検討し、実施隊、町及び協議会の負担軽減を図る。

②アライグマ

生息数の減少を目指し、農業被害を防止するため、農業関係機関等と連携強化を図りながら駆除を実施する。

③ヒグマ

捕獲については北海道の方針に則り対応していく。

「ひぐまっぷ」を活用し住民への周知を促進する。また、近隣市町と出没情報の共有を綿密に行い、被害の未然防止に努める。

さらには、ICT や GIS を活用した捕獲及び管理システム導入を検討し、実施隊、町及び協議会の負担軽減を図る

④鳥類

厚真町鳥獣被害対策実施隊による個体数調整の実施および被害防止資材の活用により、被害拡大防止に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

1 鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制

①エゾシカ

個体調整期間内において、農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道(許可権限移譲を受けた厚真町)に鳥獣捕獲許可申請を行い、厚真町鳥獣被害対策実施隊(鳥獣捕獲許可従事者)による捕獲を実施する。なお、厚真町鳥獣被害対策実施隊は町長が指名する者で構成する。

②アライグマ

個体調整期間内において、農作物の被害を軽減することを目的に、厚真町鳥獣被害対策実施隊(鳥獣捕獲許可従事者)の中でも、わな猟免許取得者に限り、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道(許可権限移譲を受けた厚真町)に鳥獣捕獲許可申請を行い、くくり罠での捕獲を実施する。なお、厚真町鳥獣被害対策実施隊は町長が指名する者で構成する。

③ヒグマ

厚真町鳥獣被害対策実施隊熊防除ハンターにより、ハンターと町が協議のうえ出没場所に箱わなを設置し人畜及び農作物被害の未然防止を図る。人に危害が及ぶ危険性がある場合は銃器による捕獲を実施する。なお、厚真町鳥獣被害対策実施隊熊防除ハンターは町長により委嘱される。

④鳥類

①のエゾシカと同様。

なお、エゾシカやヒグマに関しては、個体の習性及び危険性を考慮し、安全かつ効率的な捕獲を実施するためライフル銃の所持も許可する。

2 鳥獣被害対策実施隊以外の捕獲体制

①アライグマ

外来種対策研修会受講者による箱わなの積極的な設置・捕獲を実施して生息数を減少させる。

②鳥類

地元ハンター組織による積極的な捕獲を実施し、被害の防止を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度 ～ 令和7年度	①エゾシカ	・一斉捕獲の実施 ・捕獲機材（くくり罠、電気止め刺し等）の導入 ・厚真町鳥獣被害対策実施隊（鳥獣捕獲許可従事者）に対する負担の軽減（町補助金／ハンター保険料補助） ・狩猟免許（わな猟含む）取得支援 ・実施隊加入希望者向け説明会・相談会の実施 ・OJT研修の実施 ・猟銃取得支援 等

②アライグマ	・ 外来種対策研修会の実施 ・ 箱わなの適正な維持管理（更新含む）
③ヒグマ	・ ヒグマ捕獲報償金 ・ ICT を活用した箱わな遠隔監視システム導入 ・ 箱わなの維持管理
④鳥類	

（注） 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①エゾシカ	これまでの捕獲実績頭数、今後の鳥獣捕獲許可従事者数、さらには北海道エゾシカ管理計画の捕獲推進プラン等を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。
②アライグマ	過去の捕獲実績等を考慮した捕獲計画数を設定する。
③ヒグマ	人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので、年間捕獲頭数は設定しない。
④鳥類	②のアライグマと同様。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（年間捕獲計画頭数）		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
エゾシカ	１，３００頭	１，４００頭	１，７００頭
アライグマ	６００匹	６００匹	６００匹
ヒグマ	—	—	７頭
鳥類	５０羽	５０羽	５０羽

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
①エゾシカ

有害捕獲は４月から翌年１月末までの間の必要な期間で実施。捕獲手段は厚真町鳥獣被害対策実施隊による銃器（ライフル銃・散弾銃）及びくくりわな、囲いわなとし、捕獲予定場所は町内全域（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第７条第１項第７号に規定する場所及び区域を除く。以下同じ。）とする。

②アライグマ

捕獲は随時実施、捕獲手段は箱わなとし捕獲予定場所は町内全域とする。有害捕獲に関しては４月～１１月までの間の必要な期間で実施。捕獲手段はわな猟免許取得者によるくくり罠とし、捕獲予定場所は町内全域（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第７条第１項第７号に規定する場所及び区域を除く。）とする。

③ヒグマ

可猟期間以外の捕獲は、捕獲許可申請を行い実施する。捕獲手段は厚真町鳥獣被害対策実施隊熊防除ハンターによる箱わな設置及び銃器（ライフル銃・散弾銃）とし、捕獲予定場所は町内全域とする。

④鳥類

厚真町鳥獣被害対策実施隊（地元ハンター）による銃器（散弾銃・空気銃）を用いた捕獲を町内全域（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第７条第１項第７号に規定する場所及び区域を除く。）で実施する。

- （注） １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 ２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカやヒグマ等の個体の習性及び危険性を考慮し、安全かつ効率的な捕獲を実施するために必要となる。

なお、ライフル銃を使用する際は、矢先やバックストップの確認等の基本的な注意事項を厳守し、必要最小限の使用とする。

また、ライフル銃の使用は、町内全域（ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第７条第１項第７号に規定する場所及び区域を除く。）とする。

- （注） 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
------	------

厚真町	エゾシカ
-----	------

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
エゾシカ	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置 ・設置距離：1,700m 侵入防止柵（金網柵）の設置 ・設置距離：200m	要望の都度、設置を検討	要望の都度、設置を検討

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
エゾシカ	管理組合による侵入防止柵の維持管理	管理組合による侵入防止柵の維持管理	管理組合による侵入防止柵の維持管理

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度 ～ 令和 7 年度	エゾシカ	遊休地等雑草木の刈払い除去や隠れ場所となる雑木林や藪地における緩衝帯の設置等の導入を検討する。
	ヒグマ	遊休地等雑草木の刈払い除去や隠れ場所となる雑木林や藪地における緩衝帯の設置等の導入を検討する。 追い払い効果を狙い、出没する圃場に簡易な電気柵を一時的に設置する。 農水産業廃棄物・生ゴミ等のヒグマを誘因するおそれのある

		物の適正管理を徹底する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
厚真町	鳥獣被害防除のための指揮、誘導及び住民への周知
北海道札幌方面苫小牧警察	有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導
猟友会厚真部会 厚真テールハンターズクラブ	町からの指示による見回り(銃器携帯)及び猟銃や箱わなを使用した対象鳥獣の捕獲活動、煙火等での威嚇

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

「別紙 ヒグマ出没における情報伝達と協力体制について」のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

①エゾシカ	… 従事者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りが困難な場合は、他の鳥獣の捕食物や環境汚染にならないよう、捕獲現場で適正に土中埋設処理する。 エゾシカ有効活用の観点から、産業化を含めた処理施設等の設置の検討を進める。
②アライグマ	… CO ₂ ガスにより殺処分を行い、処分後は、町のゴミ処理施設に搬入。
③ヒグマ	… 研究機関への検体提供。
④鳥類	… 従事者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りが困難な場合は、他

の鳥獣の捕食物や環境汚染にならないよう、捕獲現場で適正に土中埋設処理する。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	・ヒグマ 学研究として必要な部位を検体として研究機関へ送付。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	厚真町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
厚真町	エゾシカ個体調整に係る支援、道の権限委譲による鳥獣捕獲許可、アライグマ捕獲処理、協議会の総括、事務局に関すること等。
厚真町農業委員会	農地等に関する情報収集、提供等
厚真町土地改良区	各種情報の収集、提供等
とまこまい広域農業協同組合	エゾシカに係る捕獲許可申請窓口、エゾシカ個体調整に係る支援、鳥獣被害防止に係る調査活動等
胆振農業改良普及センター東胆振支所	鳥獣被害防止に係る技術的指導・助言、情報提供等
みなみ北海道農業共済組合いぶり支所	鳥獣被害に係る損害評価、情報提供等
北海道猟友会苫小牧支部厚真部会 厚真テールハンターズ・クラブ	エゾシカ個体調整に係る従事ハンターの協力、ヒグマに係る町嘱託ハンターへの協力、その他鳥獣被害防止に係る駆除活動等
防護柵設置地区	防鹿柵の設置および維持管理活動等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道	・ 鳥獣被害防止計画の協議、鳥獣被害防止総合対策事業の指導に関すること ・ 鳥獣被害防止対策の窓口（捕獲許可等） ・ 有害鳥獣全般の関連情報の提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町では、地元ハンター組織25名及び町職員3名による厚真町鳥獣被害対策実施隊を組織（令和4年11月1日時点）し、エゾシカの効果的な捕獲を行う。 また、ヒグマによる人畜に対する危害及び農作物の被害防止のため、地元ハンター組織の協力により9名のハンターを委嘱して熊防除対策実施隊を組織する。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防

止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害に有効な対策等について地元ハンター組織を中心に、協議会関係機関や被害域内の住民も参画した実施体制が図れるよう協議・検討を進める。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

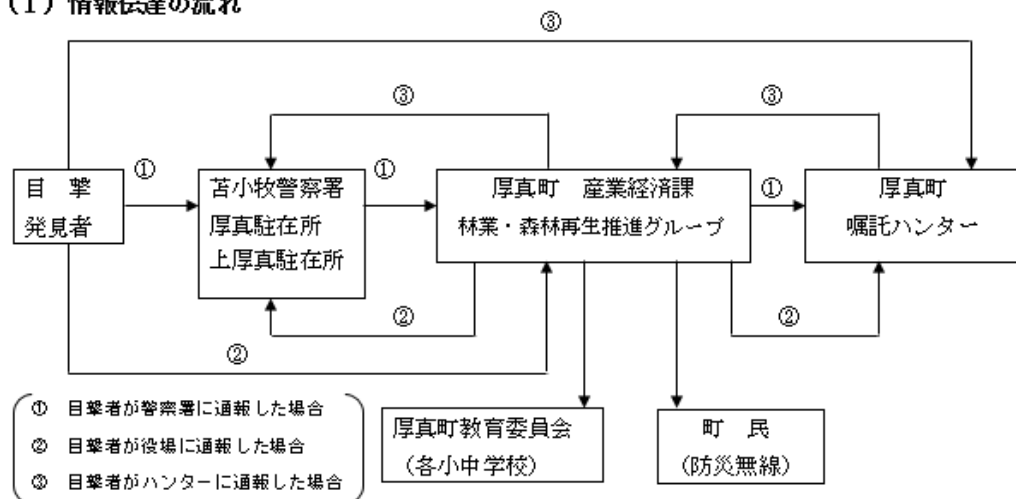
近隣市町と連携及び情報共有を図り広域的な被害防止対策を進めている。
また、鳥獣被害防止計画は必要に応じて見直し、変更を行うものとする。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

別紙

ヒグマ出没における情報伝達と協力体制について

(1) 情報伝達の流れ



(2) 出没時の協力体制

